

# 少年司法手続における 「学生ボランティア」の役割

弘前大学人文学部情報マネジメント課程 (03H2035)

小林 史明

## 目次

はじめに

### 第1章 少年法の目的と少年犯罪

#### 第1節 少年犯罪の現状

#### 第2節 少年法改正

#### 第3節 改正少年法と現状

### 第2章 保護的措置としての試験観察

#### 第1節 試験観察と保護観察の違い

#### 第2節 試験観察の現状

### 第3章 弘前における学生ボランティア

#### 第1節 学生ボランティアの広がり

#### 第2節 弘前大学における学生ボランティア

#### 第3節 学生ボランティアの経験

### 第4章 学生ボランティアの意義

#### 第1節 学生ボランティアの効果

#### 第2節 学生ボランティアの課題

まとめ

はじめに

保護手続中の少年に、学生が様々な形で関わるボランティアが行われている。少年は年齢の近い学生に対し、家庭裁判所調査官や保護司に対してとは違った一面を見せ、学生からよい影響を享受し、更生へ向かうきっかけの1つとなる効果が上げられている。

平成16年に、弘前大学では「青森家庭少年問題研究会」が組織され、その活動の中で、試験観察中の少年に対する学生ボランティアが行われている。このようなケースは、全国各地で行われているというわけではなく、あまり広くは認知されていない。私は同研究会における学生ボランティアの初めてとなるケースを持ち、今後ますますこういった活動が全国各地に広がればよいという

思いを持つようになった。

しかし、2000年の改正により、少年法は少年の保護・育成とは対極の、司法的処罰としての厳罰化という方向に流れ、現在も議論されている。

そこで私は、まず「処罰」としての少年法に着目し、少年犯罪が現在どのような状況にあるのかをふまえた上で、2000年の少年法改正が現状とどのような関係にあるかを探る。そして、少年への「福祉的な保護」を目的とする試験観察の中で実際にどのような活動が行われているかを論じ、試験観察中の学生ボランティアの全国での広がりや効果と青森という地でこの活動が行われることの意味を考察する。

### 第1章 少年法の目的と少年犯罪

#### 第1節 少年犯罪の現状

マスメディアは少年犯罪が起こるたびに「少年犯罪は近年増大、凶悪化している」という表現を用いて取り上げている。実際に現在の少年犯罪は過去と比べ、増大、凶悪化しているのだろうか。

まず少年犯罪の件数の動向についてである。少年刑法犯の検挙人員の推移を見ると、全体的には昭和25年ごろをピークに、現在までなだらかな下降線を描いている。人口比で長期的に見ると上昇しているものの、一般刑法犯検挙人員に占める少年の割合はここ20年間では40%~50%前後を維持している<sup>1</sup>。欧米諸国の状況と比較してみると、検挙人員中に占める少年の割合については日本が高率である。しかし少年犯罪の発生率についてみると欧米諸国に比べ日本はかなり低率である。つまり日本は欧米諸国に比べ、犯罪者中に占める少年の割合は高いが、少年の犯罪率は低いということになる。

以上のことから見て、少年犯罪が特に近年において増加しているとはいえないことがわかる。

それでは少年犯罪の「質」自体は変貌し、マスメディアの論調の通り、近年において凶悪化しているのだろうか。1997年、神戸の須磨で小学生が殺害されて、遺体の一部が声明文とともに中学校の正門に置かれたうえ、新聞社に挑戦状が郵送されるなどした事件が起こった。容疑者として逮捕されたのが当時中学3年生の14歳の少年だったことは世間に衝撃を与えた。また1998年には、栃木県にある黒磯北中学で、中学1年の生徒が教師をナイフで刺して殺害する事件が起こった。この事件に影響

を受けてか、その後ナイフを使った中学生、高校生の非行が多発した。これらの事件はマスメディアを通じ、少年犯罪が凶悪化しているという印象を世間に植え付けた。

しかし、これらの事件だけを見て少年犯罪が凶悪化しているというのはあまりにも安直すぎる。少年の凶悪犯や粗暴犯は検挙人員、人口比ともにここ十数年間、低い水準を保っている。むしろ少年法が施行された 1949 年以降の殺人・強盗で検挙された少年の人員数の変化を見ると、大きい流れとしては一貫して減少傾向にある。日本での少年の殺人検挙数を他の先進諸国と比べてみるとどうだろうか。日本の 2 倍強の人口であるアメリカでは、100 倍前後の検挙数に達している。日本より人口の少ないドイツ、フランスでも、日本の数倍の検挙数である<sup>2</sup>。

こういった客観的事実をみていくと、近年日本で少年犯罪が凶悪化しているとはとてもいえないことがわかる。

## 第 2 節 少年法改正

1947 年 5 月 3 日に日本国憲法が施行された後、1949 年 1 月 1 日に現行の少年法が施行されて現在に至っている。旧少年法（1923 年 1 月 1 日施行）にはないこの法律の特徴としては、「少年の人権保障の強化」と「少年の健全育成の充実」という 2 つの目的が挙げられる。

「少年の人権保障の強化」は、日本国憲法の定める基本的人権が非行のある少年に対しても保障されるべきであるとしており、少年法もその目的に従い、旧少年法の基本構造を根本から改めたことによる。具体的には司法機関である裁判所に専属的管轄権を与え、少年手続の形式性を強化した。このことに関連して、①保護処分決定に対し少年側から抗告が行われるようになり、②保護処分決定と執行とを分離し、③保護処分内容を 3 種類に制限した（保護観察、教護院・養護施設送致、少年院送致）<sup>3</sup>。

少年の健全育成の充実は、日本国憲法の中ですべての子どもの成長発達権を保障していることから（同法 13 条の個人の尊厳・幸福追求権、25 条の生存権、26 条の教育を受ける権利など）、非行を行った少年に対して、その少年が非行を克服して成長発達を遂げるのに必要なあらゆる援助を与える義務を負っていると、現行少年法第 1 条に目的規定をおき、この趣旨を明らかにした。これらの目的に従うため、家庭裁判所にソーシャルワーカーとしての家庭裁判所調査官をおき、心理学・社会学・

教育学等の専門知識に基づいた科学的調査を行わせることとし、一方で身柄を保全しながら心身の鑑別を行う専門機関として、少年鑑別所を新設した。

以上のことからわかる通り、少年法は刑法とは明らかに違う性格を有しており、その背景には一人ひとりの子どもを人間として、子どもとして大切にしなければならないという理念が存在してきたのである。しかし第 1 節で挙げてきたような少年事件が取りざたされ、少年法への風当たりは強くなっていった。神戸須磨事件で少年が逮捕された直後、当時の内閣官房長官は「低年齢の場合、凶悪犯罪が刑罰の対象にならないということで犯罪の抑止力になるのか。少年法の改正、見直しが必要な背景である」と語った。そして 2001 年の「少年法等の一部を改正する法律」へとつながっていった。

「少年法等の一部を改正する法律」により、少年法は、刑罰適用範囲の拡大と、少年審判手続きの改善といった、大きく 2 つ面で改正された。

まず刑法適用範囲の拡大により、①少年法における年齢区分の見直しが行われ、刑法適用可能な年齢を 16 歳以上から 14 歳以上に引き下げた。また重大事件を犯した少年に対する処分のあり方を見直し、②16 歳以上の少年が故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた事件については、保護処分など刑事処分以外の措置が適当と認める場合を除き、検察官に送致することとした（この改正については、運用のすべてを家庭裁判所に委ねている）。

少年審判手続は、次のように改正された。非行事実認定の正確さを確保するため、①故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪およびそれ以外で死刑・無期もしくは短期 2 年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件の事実認定の手続に検察官の関与が必要と家庭裁判所が認めたときは、検察官を審判に出席させることができることとした（その際、少年に弁護士である付添人がいないときは、弁護士である国選付添人をつける）。②これまで少年鑑別所に収容する期間については 2 週間で 1 回のみ更新が認められていたが、死刑・懲役・禁錮に当たる事件で、非行事実認定のため証人尋問・鑑定・検証が行われる場合、審判の必要上さらに 2 回更新できることとなった。③審判に関与し検察官は、家庭裁判所の決定につき事実認定に関する法令違反・重大な事実誤認を理由に、高等裁判所に抗告を受理するよう申し立てることができるものとした。④少年審判に裁判長を含む 3 人の裁判官による裁判（裁定合議制）を導入した。⑤非行事実がなかつ

たことを証明する明らかな資料を新たに発見したときは、保護処分終了後であっても、保護処分をした家庭裁判所がその処分を取り消すことができるようにした。

少年審判の教育的機能を充実させるための改正では、①「審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない」（22条1項）と規定し、②家庭裁判所は調査・審判において、保護者に対し、訓戒、指導その他の適切な措置をとることができるとした。

審判に関し、被害者への配慮を行うための改正も行われた。まず①家庭裁判所は、被害者から事件に関する意見の陳述の申出があるときは、これを聴取できるとし（ただし、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、この限りでない（9条の2））、さらに②家庭裁判所から、被害者に対し、少年審判の結果等を通知することを定め（ただし、その通知をすることが少年の健全な育成を妨げるおそれがあり相当でないと認められるものについては、この限りでない（31条の2・1項））、③被害者等に対し、審判中および審判確定後、一定の範囲で非行事実に関する記録の閲覧または謄写を認める制度を設けた（ただしこの場合についても、少年の健全育成への配慮や、厳格な守秘義務などが規定されている（5条の2））。

以上のようにかなり重要な部分が改正されたが、その割に国会の審議が短い期間で行われ、しかも十分に審議されたとはいえない内容で押し切られた<sup>4</sup>。

### 第3節 改正少年法と現状

第2節の通りに少年法は改正されたが、内容は現状に沿ったものになったのだろうか。

少年法改正のために国会の審議で1998年5月に出された自民党案の中で「罪を犯せば罰せられるとの法規範を示し、犯罪を抑止する必要がある」という発言があった。これはつまり、少年法の厳罰化による犯罪抑止への期待である。しかし9月の国会提出の提案理由においては「責任について一層の自覚を促す」と言葉が変わった<sup>5</sup>。そして審議の中で犯罪抑止効果の根拠について問われた法務大臣も「いろいろ総合的、体系的なしっかりした調査の結果、何をやればどういう効果がある、どういう要因がどういう効果を発揮するというようなデータはないんですよ」と答えた<sup>6</sup>。そして少年

法改正の目的について、「規範意識の強化」や「被害者感情」、「国民の危機意識」などと説明するようになった<sup>7</sup>。

それでは「規範意識の強化」、「被害者感情」、「国民の危機意識」のそれぞれについて、現状と照らし合わせてみたい。

まず「規範意識の強化」についてはどうだろうか。NPO法人「被害者加害者対話の会運営センター」委員の山田由紀子弁護士は、参議院法務委員会でも参考人として意見陳述した際、「規範意識が欠けていること、規範意識を養う必要があることは、私もそのとおりで思う。しかし、私は、提案者が主張するように、『悪いことをすれば重い処罰を受けることを示すことで、彼らの規範意識は高まる』とは思わない。なぜなら、彼らの規範意識の欠如は、1つには、彼らの被害者体験と暴力肯定的な環境に、2つ目は規範が単に上から押しつけられたものであって、彼らの内面から発したものではないところに、その原因があるからだ」との旨を述べ、さらに「凶悪な犯罪を犯せば重い処罰を受けることを少年に知らせるといふ提案者の主張は、これを学校に例えると、厳しい校則を決め、これに違反した子どもは退学処分となることをあらかじめ通告するのに似ている。しかし、厳しい校則が子どもたちの規範意識を高めることに繋がったであろうか。むしろ、学校の閉塞感が年間13万人もの不登校児を生み、年間11万人もの高校中途退学者を生んでいるのが実情であり、文部省も1988年以来厳しすぎる校則の見直しを再三指示しているのが実情である」として<sup>8</sup>、規範意識の強化による少年犯罪の抑制に疑問を投げかけた。少年法の厳罰化により、規範意識が強化されるというのも根拠のない主張だった。

次に「被害者感情」はどうだろうか。少年犯罪の被害者は加害者に対して様々な感情を抱いている。山口母子殺害事件では、事件当時18歳だった被告の残忍な犯行に対して、記者会見の席で再三、遺族が極刑を希望していることは印象深い。

一方で、衆参議院で少年犯罪被害者の会代表の武り子氏を含む6名の被害者（遺族）が参考人として発言した際に、西鉄バスジャック事件<sup>9</sup>の遺族である塚本氏は「国からの被害者支援のないところで加害者への処分を問われれば、厳罰を望むというしかない。しかしそれは仇討ち同じこと。その前に国は被害者支援を最重点にしてほしい」、「被害者や遺族は厳罰ではいやされません」との旨を述べて、厳罰化以前に国がすべきことを指摘し

た。また、牛久事件<sup>10</sup>の岡崎氏は、「早急に少年法を改正するのではなく、これからの子どもをどう育てるのか議論してほしい」と訴えている<sup>11</sup>。以上のように、一様に少年犯罪被害者が、少年法の厳罰化を心から望んでいるとはいえないことがわかる。

最後に「国民の危機意識」についてはどうだろうか。確かに少年事件に対する国民の危機意識の高まりは誰しもが感じるところだろう。しかし第1節で述べた通り、近年実際に少年事件が急激に増加、凶悪化はしているというわけではない。少年によるセンセーショナルな事件などを、マスコミを通じた情報のみにもとづいて、少年事件が増加、凶悪化していると感じてしまい、「危機意識」へとつながっていったのである。

これらのことからわかるように、少年法改正についての国会による審議は、現状に沿わない感覚的な部分が多いものだった。

少年犯罪自体について論議することも大切だが、私は家庭や学校の問題にまず取り組むべきだと思う。家庭内での虐待や、最近特に取りざたされているいじめ問題は、少年犯罪の根となっていることを再確認するべきである。また、少年犯罪そのものよりも、事件を起こしてしまった少年をどのように更生させていくかについての世間の関心は非常に薄い。今後、社会全体で少年を更生させる姿勢が必要になってくるのではないかと私は考える。

## 第2章 保護的措置としての試験観察

### 第1節 試験観察と保護観察の違い

試験観察と保護観察は、言葉は似ているものの、その内容は全く異なるものである。

調査・審判、試験観察の中で家庭裁判所が行う教育的、心理治療的、社会福祉的な活動の一切である保護的措置の中で、少年法の根拠が一番はっきりしているのは試験観察である（25条）<sup>12</sup>。

試験観察は、保護処分にするか否か、どの保護処分を選択するかを見極めるために行う家庭裁判所の中間決定であり、思春期・青年期にある少年の特性を最大限考慮した制度である。審判と審判の間は、少年にとって非常に重要な時期である。その期間に行う指導や助言は大きな効果をもたらす可能性がある<sup>13</sup>。

試験観察は、家庭裁判所調査官が直接観察を行う在宅試験観察と、補導委託先に預ける身柄補導委託が一般的である。在宅試験観察は、少年や保護者を定期的に家庭裁判所に出頭させて、継続的に面接などを行う。ケースによっては調査官が家庭や学校を訪問して少年の生活状況を把握することもある<sup>14</sup>。身柄補導委託は、家庭の環境の改善を目指し、少年を家庭から引き離して施設、団体、個人などの補導委託先に預け、少年に変化を促そうとする。

いずれにせよ、少年の更生のために行われるものだが、試験観察はあくまで中間決定であり、その内容により処分に影響するという側面もある。

一方、保護観察は、少年法の保護処分として保護処分決定を受けた者、少年院の仮退院者、刑務所の仮出獄者、婦人補導院の仮退院者、保護観察付の執行猶予判決を受けた者に対して、通常は満20歳に達するまで保護観察所によって実施される。

保護観察においては、保護司が少年の日常生活を把握し、それに合わせて助言指導している。保護司は定期的に少年を自宅に来させ、また自ら少年宅を訪問して面接を行う。全国に約4万9000人いる保護司は、まったくの民間人のボランティアである。研修を行い、保護観察官の指導を受けながら業務をこなしている<sup>15</sup>。

以上のように、試験観察と保護観察は、類似している部分もあるが、実施している者、その対象者、審判中であるか否かなど、その内容は全く別のものである。

### 第2節 試験観察の現状

非行を行ってしまった少年と密接に関わりをもつ家庭裁判所調査官が試験観察の場でどのような活動を行っているかは、あまり一般的に知られていない。

試験観察は、そのケースに合わせバラエティーに富んでいる。一番多く用いられるのが、月に1度から週に1度ほど、1時間程度、調査官が親子の面接を行う方法である。この面接で効果を上げるため、少年に日誌や絵日記を付けさせたり、日課表に書き込み（起床時間・帰宅時間等）をさせたりしている。勉強することが目標の中学生には学習したドリル、働いている少年にはタイムカードの写しを持参させることもある。また、面接の補助

的手段として絵画を描かせる、箱庭を作らせるといった方法もよく試みられている<sup>16</sup>。

また、全国のどこでも取り組まれているわけではないが、ユニークな活動として、合宿という形がとられることもある。これは、少年を2泊3日の間、キャンプ地の主催者に委託して行われる。参加人数は4~6人で、合宿運営委員会の調査官が少年とほぼ同人数合宿に参加し、さらにキャンプ地主催者の補助者、学生ボランティアが加わることもある。親の参加が必要条件の親子合宿として行われる場合もある。合宿のプログラムは、アイスブレーキング、ASE（行動社会化体験）、登山、山中泊など、親子合宿ではアイスブレーキング、ASE、登山、フリートーキングなどである。この合宿は、非行により同じように試験観察となったもの同士であるが、それを乗り越えようとしている仲間の姿に感銘を受けて自分を見直すという効果が現れている<sup>17</sup>。

この庁では保護者の会という取り組みも行われている。これは月に1回、子どもが調査継続中か試験観察中の保護者4~6人が参加する。「子どもの教育に悩んでいる人」で出席を希望していることが参加の条件である。2人の調査官がファシリテーター役、1人が記録役をつとめる。約40分のアイスブレーキング、約2時間のフリートーキングがプログラムとして組まれている。ファシリテーターは強い指導や助言を行わず、参加者がお互いを支え合うことを目指す。参加者からは、子どもの行状の悩みをはじめて他人に話すことができた、苦しい中で何とかしよう努力している参加者に勇気づけられたなどという感想が多く寄せられている<sup>18</sup>。

かつて試験観察は、調査官個々が「個人技」を高める、あるいは競うという方向で発展した。ケースワーク、カウンセリング、行動療法、箱庭療法、描画法、家族療法など種々の心理治療の技法が試験観察に応用され、どれが効果が上がるか、どれが調査官にふさわしい手法なのかを検討された。その後、「個人技」が専門的営みであることを保証するために、個々の調査官の取り組みの管理法が問題提起された。このような流れは、調査官を「地域の中で影響力を発揮できる専門職」から「人間関係に関する専門技術でケースの問題を解決しうる専門職」へ変貌させるものであったと考えられる<sup>19</sup>。しかし「個人技」は、目標、方法、結果のすべてを、1人か、似た実践をするごく少人数が独占してしまい、検証や評価を拒むという現象を生む。担当者が、対象者が良くなったというから、良くなったのだらうという話になってしまう。

そこから考案されたのが、組織的な保護措置である<sup>20</sup>。この組織的な取り組みへの流れが、現在の補導委託合宿や社会奉仕活動、学生ボランティア活動へとつながっていったのである。

### 第3章 弘前における学生ボランティア

#### 第1節 学生ボランティアの広がり

学生によるボランティアには、非行少年に対しての様々な関わり方がある。

保護処分の一つの種類として、または少年院を仮退院したものに対して、前述の「保護観察」という処遇がある。保護観察は、通常の社会生活を営みながら、保護司及び保護観察官の指導監督と補導監督を受けて改善更生を図るもので、社会内処遇形態の伝統的な一形態である<sup>21</sup>。

その保護観察中の非行少年や不登校の悩みを抱える少年に対して若い社会人や学生が「大きいお兄さん、お姉さん」として少年らと同じ目の高さで接し、成長する手伝いをするを目的にしたボランティアがBBS活動（Big Brothers and Sisters Movement）である。これは戦後の混乱期、アメリカの制度にヒントを得て、京都少年審判所長宇田川潤四郎らの提唱によって、昭和22年に京都の学生たちが中心となり結成した京都少年保護学生連盟の活動に端を発している。現在、BBSは社会人や学生などの青年約6000人が全国で約600ある地区会に分かれて所属し、都府県など50の連盟を組織している。その連盟が8つの地方連盟を組織し、更に全体で日本BBS連盟を作っている<sup>22</sup>。

BBSの具体的な活動としては、学校、家庭、警察、保護観察所、保護司等から依頼を受け、1対1で少年と友達として交流を持ちながら、同じ目の高さで少年の悩みや葛藤を理解し、自らの問題を乗り越えるための支援をする「ともだち活動」、少年たちとBBS会員がグループになって、スポーツやレクリエーション、ハイキングやキャンプなどを行い、楽しい環境の中で共に何かを楽しむ事により、少年たちに一人一人のときとは違った友達としての共感や希望を持たせる「グループ活動」、犯罪や非行のない明るい社会の実現のため、さまざまな広報活動や各種のイベント、集会などを地域で実施する「非行防止活動」、などを行っている。

他の学生が非行少年に関わるボランティアの例として

は、平成 16 年 4 月 26 日に、埼玉県警察本部長が大学生 42 名を委嘱し、少年非行防止を目的とした活動がそれにあたる。これは地域の兄・姉世代としての「ピアーズ（同世代の仲間）」、親世代としての「少年補導員」が、地域の少年たちに対し“擬似家族ユニット”を組んで、ソフトなイメージで地域に密着した活動を行い、少年たちとのコミュニケーションを図るものである。この活動では、大学生ボランティアと少年補導員・警察官が、繁華街において少年たちに声かけを行う「街頭補導活動」や、小中学生・高校生を対象とする「非行防止教室」など、少年の非行を未然に防止すること、現場における被害者（恐喝や援助交際にかかわってしまった未成年）を保護することを目的に、大学生ボランティアが活躍している例がある<sup>23</sup>。

これから主に取り上げていく「学生ボランティア」は、学生が試験観察中の少年に勉強を教えながら、近い年齢の立場から更生の手伝いをできないか、という目的において BBS 活動と同様だが、保護観察ではなく審判の途中の試験観察中に行われる点で形を異にする活動である。だが全国的にはまだまだあまり広くは認知されていない。実際、学生ボランティアを行った私も大学に入るまで知らなかった。しかし歴史は意外に古く、昭和 36 年ごろ、当時裁判官だった森田宗一が東京大学の学生に呼びかけ、裁判官や調査官と繋がりをもつ母校の学生が試験観察中の少年に接することとなったことが始まりである。これは必ずしも組織的なものではなかったようだが、その後、家庭裁判所では、少年合宿に補助的に学生を関与させるようになり、昭和 48 年から企画調査官室が主体となり、主に在宅試験観察中の少年の話し相手や家庭教師役として組織的な学生ボランティアが行われるようになった<sup>24</sup>。

当初、学生ボランティアと友の会の関係は明確ではなかったが、昭和 49 年に少年友の会に研修委員会を設けて学生ボランティア育成の予算について対応するようになった<sup>25</sup>。研修の企画や講師などの人材は企画調査室が、運営や費用などは友の会研究委員会がそれぞれ提供する分業体制がとられた。そして昭和 53 年に短期補導合宿の施設として秩父寮が新設され、この寮では調査官の補助的役割ではなく、グループワークの担い手としての役割を学生ボランティアが期待され始めた。そして昭和 54 年から学生ボランティアは東京少年友の会の学生会員として活動を行うようになった<sup>26</sup>。

現在、調べがつかない限りでは、庁としての活動は東京家

庭裁判所、神戸家庭裁判所、宮崎家庭裁判所の 3 庁で、名古屋、仙台、弘前でも同様の活動が行われている。しかし全国的にみるとまだまだ盛んに行われているとはいえない状況である。

活動内容は、少年と共に学生が合宿を行い様々なケースワークを行う短期補導合宿、事象事例を検討しグループワークを行う交通教室、ゴミ拾いなどの社会奉仕活動、登山やハイキング、学習指導等、多岐にわたっている。どの活動においても、1 人の少年に対して 1 人ないし 2 人の学生ボランティアを組み合わせて行うケースが多いようである。

東京の活動を例に取ると、少年は、平成 15 年の依頼件数 22 件のうち 18 件が中学生と、毎年同様に中学生が圧倒的に多い。学生ボランティアの数は増加傾向（平成 15 年、166 人）にあるが、ケース依頼件数との比率により関与率（平成 15 年、13%）は低下しており、補導合宿や交通教室でのグループワークを経験しながら、ケース援助活動の機会を待っているのが実情のようである。神戸における学生ボランティアは、現在 7 大学、33 名の学生が活動しており、宮崎では現在 26 名の学生ボランティアがいるが、やはりケースをかなり上回っている状況となっている<sup>27</sup>。

しかし、述べてきたように学生ボランティアが活発に行われているところもあるが、一方で全く行われてない地域の方が圧倒的に多い。学生ボランティアが不必要なのではなく、あまり一般的に知られていない活動であることが、全国に広まっていない要因のひとつとして考えられる。確かにあまり公にしにくい活動ではあるが、転勤の多い家庭裁判所調査官がそれぞれの大学などに呼びかければ、今後、各地に広まる可能性は十分にある。

## 第 2 節 弘前大学における学生ボランティア

青森家庭少年問題研究会（以下、研究会）は、「現代の家庭と少年が直面している様々な問題につき総合的に研究し、これらの問題の解決に寄与することを目的」として、弘前大学の人文学部と教育学部の教員 2 名が中心となり、平成 16 年 7 月に準備会として活動を始め、同年 11 月、正式に結成された<sup>28</sup>。研究会には弘前大学の人文学部、教育学部、医学部の教員の他、他大学の教員、児童相談所や児童自立支援施設の職員、弁護士など、様々な分野から参加している。1、2 ヶ月に一回ほどのペース

で、家庭裁判所調査官や小学校教諭など、多方面から話題提供者を招き学習会を開いている。また併せてシンポジウムの開催や、少年院や少年鑑別所見学などのフィールドワークも行っている。

また、平成 17 年には研究会を立ち上げた 2 人の教員がコーディネートし、研究会の内容を元に、家庭裁判所調査官や少年鑑別所所長、少年院長など、非行少年と直接関わる話題提供者を招き、弘前大学の授業として講義を行った。この授業は、学生に少年問題について考えさせるよい機会となった。

同研究会を母体とし、研究会と同じ平成 16 年 12 月に学生主体の青森家庭少年問題研究会学生部会が発足し、弘前大学からサークルとして認可を受け活動を行っている。この学生部会に参加している学生がボランティアを行っている。学生部会は独自に検察官や元教育者などを招き学習会を行ったり、少年院、児童自立支援施設を見学したりして見聞を広めている。会員は現在 30 名ほどである。

弘前大学での学生ボランティアのケースは、平成 18 年 12 月現在、私が行ったケースを含めてまだ 2 ケースである。もう 1 つのケースでは、平成 18 年の 1 月から 2 月の間、研究会に参加している弘前大学教育学部の学生 2 名が学習支援活動を行った。私が持ったケースとの違いは、青森市の家庭裁判所の一室を借りて活動したことと、学生が一人ずつ少年とマンツーマンで行ったことである。少年は中 3 の男子で、成績も悪くなく、やはり高校進学を希望していた。活動した学生は、「とても非行をするような少年とは思えない」と私と同じ感想を持ったようである。

2 つのケースは成功したとあってよい。しかしこれから研究会で継続的に学生ボランティアを続けていくために解決しなければならない課題は多い。

まず、学生ボランティアの数がケースを上回っているため、学生ボランティアを経験した学生とそうでない学生の間に温度差が生まれてしまうことである。家庭裁判所との連携を強め、ケースを増やしていくことももちろん重要だが、他の地域のように補導合宿や交通教室のようなグループワークを行い、多くの学生と少年が直接接する機会を作ることが必要である。青森県BBS連盟は、会員の高齢化の問題を抱えている。活動内容が、あまり公にすることが望ましくないため、口コミに頼る部分が大きく、若い人へアピールしにくいことがその原因の 1 つのようである。そこで同研究会がBBS会と連携を図り、

互いの課題を解決するという方法も考えられる。東北では、岩手大学や東北福祉大学では、実際にBBS会と大学が連携を図り、学習支援などのBBS活動を行っている<sup>29</sup>。

次に、弘前大学の学生ボランティアは歴史が浅いため、研修が体系化できていないことも課題である。そのため、学生それぞれが学生ボランティアをイメージしにくい状況にある。学習会は定期的に行われているが、学生主体での勉強会、ケースの検討会などを開き研究会全体で学生ボランティアそのものをイメージできるようにしなければならない。

また、学生ボランティアを行うにあたって、交通費などの活動費が不足していることも問題である。他の学生ボランティアを行っている地域では友の会などから活動費が出ているが、弘前は青森家庭少年問題研究会が単独で行っているため、会員から集めた会費から活動費を捻出している。このことも、早急に解決していかなければならない。

なによりも今後必要なことは、ボランティアを行った学生が経験を次に伝えていくことである。大学 4 年間は長いようで短い期間であり、学生が毎年入れ替わってしまうからこそケースを持った学生が大学にその経験を残していくことが重要である。

ケースそのものが少ないなど、弘前という小規模の都市であるがゆえの課題も多いが、だからこそ継続していけば他の小規模な都市でも学生ボランティアが行える実証となりえるはずである。

### 第 3 節 学生ボランティアの経験

大学 2 年の 7 月、ちょっとした興味から青森家庭少年問題研究会の学習会に参加し始めた。それから数回学習会に参加し、12 月に学生ボランティアとして少年に勉強を教えてみないかと先生に勧められ、なかなかできない経験だと思い、不安は大きかったが学生ボランティアを行うことを決意した。

少年の担当の家庭裁判所調査官の方と面談し、少年のことについての情報を聞き、活動についての話を詰めていった。活動は私ともう一人の学生とで 2 対 1 の形で、大学の一室を借りて行うこととなった。少年は普通なら高校 1 年の年齢で、高校に進学を希望していたが、中学校にはあまり登校しないまま卒業してしまっただけで、

中学1年の勉強から数学と英語を中心に、週に1回教えることとなった。

ボランティアを行うにあたって、大きく3つの不安を抱えていた。1つは自分の情報（住所、電話番号など）をあまり話すぎてはいけないという制限や、学生ボランティアの中で得た少年に関する情報を調査官に伝える規則（少年側にもその規則は伝えてある）があるので、少年から心を許してもらえないのではないかということ。2つめは、「非行を行った少年」というだけで私自身が固定観念を持ってしまい、根本的に自分とは全くものの考え方が違い、上手く話せないのではないかということ。3つめは青森では私たちのケースが初めての学生ボランティアの活動だったため、実際に経験のある人の話を聞くことができず、学生ボランティアそのもののイメージができないということだった。

調査官の方に連れられた少年と初めて対面したときは正直拍子抜けした。私が勝手にイメージしていた風貌とは違い、少し年齢よりも大人びている感じで、とても非行を行っていたようには見えなかった。

その日は少し話しかけたが、恥ずかしがっている様子でうつむいたままであまり反応はなかった。今考えると私たち側にも固さがあり、少年にもそれが伝わってしまっていたのかもしれない。次の週からは2対1の形で実際に勉強を教え始めたが、やはり反応は薄く、頷く程度だったが、徐々にお互いに慣れていき、3回目にあつた時には少年から話しかけてもらえるまでになった。もともと少年は明るい性格のようで、このころには私は活動自体が楽しくなっていた。

勉強の合間の休憩では、少年の趣味の話などいろいろなことを話した。特に印象に残っているのは、少年の将来の夢の話をしていて、逆に私の夢について問われ答えられずにいると、「だめだよ、夢持たなきゃ！」と言われてしまったことである。少年の夢は教師になることだった。学校があまり好きではなかったと聞いていたので、教師になりたいという夢に疑問を持ったが、「自分が先生に恵まれなかったから、生徒の気持ちのわかる先生になりたい」という、意外な答えが返ってきた。また、受験面接の練習で高校に進学したい理由について聞いたときも「自分の考えを相手にしっかり伝えられるようになるために、言葉を学ぶために行きたい」と、私が彼と同じ年齢の時は考えていなかったようなことまで、少年が物

事を深く考えていることに何度か驚かされた。

学習に関しては、中学途中からほとんど授業には出なくなったと聞いていたが、飲み込みが早かった。宿題の量を序々に増やしていくと「こんなに無理だよ！」と弱音をはいたこともあったが、少年ならできると励ますと最終的に毎回承諾してくれた。宿題でわからない部分は、少年の兄に教えてもらいながらやっていたらしい。父親とは心のすれ違いが多少あったようだが、たくさんの愛情を受け、少年は本当に家族に恵まれていると感じた。誇らしげに兄のことについて話してくれたことはあったが、家族の悪口を言ったことは一度もなかった。

活動は全くといっていいほど問題なく行えた。ただ、一度だけ私たちに強がってみせたことがあった。それは数学の問題が解けずに悩み、シャーペンの先を親指に強くおしつけた時だった。痛くないのかと聞くと、「全然痛くない」と答えた。おそらく自分を強く見せたいという部分があったのだと思う。しかしあえてそのことに私たちはあまり反応しなかった。必要以上に自分を周りに強く見せる必要はないんだということに気づいてほしかった。私たちのそのような気持ちが伝わったかどうかはわからないが、その一度きりで私たちに強がってみせることはなかった。

少年が行ってきた非行については、私たちから聞くことはなかったが、自らその時の話をしてきたことが何度かあった。心から後悔と反省をしていることが伝わってきた。普通は自分からあまり話したがると思えることを彼自身から話したのは、過去に非行を行ってしまった事実が、深い反省として心にしっかりと刻み込まれているからだと感じた。またそういった話を聞く度に、もう同じ過ちは繰り返さないだろうと私は確信した。

活動最後の日には、もう少年に会うことができないと思うと淋しい気持ちになった。その日、少年を迎えに来た母親がわざわざ挨拶に来てくれた。少年が学生ボランティアを行うようになって明るくなり、毎回楽しくボランティアに来ていたと涙ながらに伝えてもらい、本当にうれしかった。

学生ボランティアを行い、難しいことをやり遂げたという気持ちは全くない。私たちは友人や弟と話すような気持ちで少年と接した。だからこそ自分たちも楽しみながら活動することができたし、少年も心を開いて接してくれたのだと思う。



## 第4章 学生ボランティアの意義

### 第1節 学生ボランティアの効果

試験観察中の少年に対する学生ボランティアは、学生と少年それぞれにどのような効果があると考えられるだろう。

まず少年側にはどのような効果があるだろうか。もっとも大きいと思えるのはBBS活動と同様、少年に近い年齢の相談役ができるということだ。試験観察中、少年は自身に近い年齢の人と接する機会が極端に少ない。近い年齢だからこそ打ち明けられるいろいろな悩みなどを思春期の少年などは誰でも持っているが、特に試験観察中の少年などは将来のことや家族のこと、自分が起こしてしまった事件のことなどで悩むところが多い。そこで兄や姉のような感覚で思っていることを素直に話せ、相談できる相手として学生の存在は大きくなっていく。これは自己心理学における「双子機能」(自分と似た人間と共感的に接触し、同じ考えを持つことによって、安心感を抱いたり、自己統一感を抱くことができるような機能。親友のイメージ)で説明できる<sup>30</sup>。

また、学生側から良い影響を享受できるといったことも挙げられる。学生への期待としては大きすぎるかもしれないが、もし少年にとっての目標や憧れとなる立場になることができれば必ず良い影響となる。このことについても自己心理学の「理想化機能」(自己対象を理想化し、尊敬の対象としてそれに同一化することを通じて、部分的に欠けた自己、不完全な自己をより完全なものにしようとする機能)で説明できる<sup>31</sup>。

少年が自信を持つ機会にもなりうる。非行少年は一般に、自信がなく劣等感が強いと言われている。確かに私が持ったケースの少年についても、強がることも時折あったが、かと思うと自信のなさそうな、弱気な部分を見せたことがあった。そのような少年に対し、学生ボランティアが良いところを褒め、自分の長所についても自覚させれば自信を得ることができる。

私たちが行ったケースについては、少年が大学に来て活動を行ったが、そのことも少年にとって良い効果だったのではないかと考える。他県のケースでは、裁判所の一室をかりて活動したり、少年の家に学生が出向いて行っているが、大学という少年からしてみれば特殊な場所で行うことでの刺激は大きかったと思われる。私が少年に大学内を案内した際にはいろいろな所に興味を示して

いた。「授業はどの席で受けてもいいの？」と質問されたことがあったが、同じ学校でも少年にとっては窮屈に感じていた中学校とは違い、自由に学ぶ大学の雰囲気は驚きだったのだろう。少年に勉強は自分のためにするものであると感じ取ってもらえたと思う。私には目に見えてプラスの影響であると感じた。

それではボランティアを行う学生側にはどのような効果があるだろう。

前章でも述べたが、活動を行う前は、私を含め誰もが「試験観察中」や「非行をおこなった」というだけで普通の少年とは違う、特別な存在と思いがちである。実際、私も友人などに学生ボランティアの内容についての話をすると「大丈夫だった？」と心配されたり、過度に驚かれたりした。だが私が学生ボランティアを行い、少年と接してもっとも感じたことは、何の問題もなく生活している同年代の少年と根本は変わらないということである。どこにでもいる少年が、学校の勉強についていけない、家庭の環境が悪いなど、何かのきっかけで非行に走ってしまうのである。そのことを身をもって感じるだけでも意味深いのではないだろうか。もちろん学生ボランティアという立場ではなく、教員や警察官などには少年も違った面を見せるかもしれない。だからこそ教員や警察官を志望する学生にとって、学生ボランティアの場は少年の心に触れるととてもいいチャンスだと思う。

学生ボランティアは、当事者である少年と学生以外にも変化をうかがうことができる。例えば少年の保護者である。少年が非行に至る経緯は様々だが、家庭にもその一因がある場合が多い。保護者の中には、自分の言うことを聞かない少年とのかかわりに疲れてしまったり、かかわり方がわからず途方に暮れてしまったりする者もいる。このような保護者が、学生と少年のかかわりを見て、少年の健全な一面に安心したり、少年の気持ちを聴くことの大切さに気づいたりする事例がある。学生と少年が接する様子は、普段、保護者と少年との間とは違う一面を見せることが多い。そのため保護者は自分と少年との関係を客観的に見直すことができるのである<sup>32</sup>。

また、「効果」という言い方が適切かはわからないが、学生が得た情報が試験観察に役立つ場合もある。年齢、立場などから家庭裁判所調査官に対してとは違う一面を学生に見せるので、調査官が知らない少年の情報を学生が得ることも多分にありうる。それが調査官と少年との

面接に役立つこともある<sup>33</sup>。もちろん少年の良い情報だけではない。少年自身が行ってきた非行を自慢することや、喫煙の事実を知る場合もある。学生ボランティアは調査官が知りえない日常に近づくことができるのである。

## 第2節 学生ボランティアの課題

まず私の経験から、学生ボランティアを行う上で必要と思われることを考察していきたい。

最初にあげられるのは、パートナーとのコミュニケーションである。私と一緒に学生ボランティアを行ったパートナーは、ゼミが同じではあったが、まだ本格的にゼミを行う前で、あまりパートナーのことを知らないまま活動に入った。結果的にはすぐにパートナーと打ち解けることができたから何の問題も無かったが、ボランティアを行う中でパートナーの存在はとても重要なので、前々から密にコミュニケーションを取ってパートナーのことを知ることが必要だと思う。

少年との関わりの中で必要と感じたのは、押さえつけるような物の言い方をしないことである。もし上から話されていると少年が感じてしまえば、心を開くことはなく、ボランティアそのものの意味が無くなりかねない。特に試験観察中の少年は押さえつけられることに反発したくなることが多い。友達や兄のような立場で話せば、少年と学生の両方にとって負担なくボランティアを行えると思う。少年が間違った行動を取ることもありえるが、少なくとも信頼関係ができるまでは注意ではなくアドバイスに近い言い方をするほうが望ましいと思う。

学生ボランティアを行う上で、知識については必要と感じたことは一度もなかった。知識が邪魔をして、逆に少年とのコミュニケーションの支障となってしまったらむしろ逆効果かもしれない。学生ボランティア全体を通して感じたことは、あまり「ボランティア」や「試験観察中の少年」などと気負わずに行っていくことが、結果的に少年との信頼関係につながると感じた。

学生ボランティアには、前節で述べたような効果だけではなく、解決しなければならない課題も多くある。

1つは学生ボランティア導入に関する少年への説明問題である。学習活動に関しては学生ボランティアを導入する動機を少年に説明しやすいが、友達活動については少年に対して説明しにくい性質にある。もし学生ボラン

ティアにおいて最も期待する部分を少年に話したとしたら、意欲的に活動する気が起きないと考える方が自然である。しかし導入の説明はしっかり行わないとならない。少年が学生ボランティアの導入に拒否的であったにもかかわらず、強引に導入した結果、少年が活動に不満をもったケースもある。<sup>34</sup>この場合、学生ボランティア自身に対する不満はなかったが、共犯者たちの中で自分だけ学生ボランティアを導入することに不快感を抱いたらしい。こういったケースからもわかるように、少年へ学生ボランティア導入の説明をおこたってしまうとこのような弊害がおきかねない。したがって導入にあたっては、少年に導入する動機を納得できるように説明するという難しい問題があるのである。

対象となる少年が限定されてしまうことも問題である。試験観察中の少年でも、性格の偏りが激しい場合や、薬物の依存が激しい場合など、学生に任せきれないこともある。無理に学生ボランティアを行うと学生に予想できない弊害が起きる可能性もある。どこまでのケースが学生ボランティアを行うのに相応しいかの線引きはとても難しい。

情報開示についても問題がある。例えば、少年の個人情報などをどこまで学生側に伝えるかについてだ。学生ボランティアとして少年に関わる以上、ある程度は少年の情報を学生に伝えておく必要がある。しかしどの程度まで情報を開示するべきかについては、もちろん明確な基準などはない。性非行の少年を女性の学生が担当する場合、少年に対して抵抗感を持たないように事件名を伏せたケースもある。このように、時々によって家庭裁判所調査官にとって難しい判断を強いられる場合も多くあると考えられる。

また学生の情報を少年にどこまで開示するかも難しい問題である。当然、危機管理として学生の情報を開示することに制限を持つことは必要である。一般的に調査官からは少年に対し、大学名と氏名のみを開示しているようである。私が持ったケースも、私たち学生の住所や電話番号などの情報を少年に教えることは制限されていた。しかし、活動を行っていく中で、話の流れでどの辺に住んでいるのかと少年に問われ、戸惑ってしまった記憶がある。この場合は特に問題はなかったが、私はケースによって、その後のコミュニケーションの妨げになることもありうると感じた。

学生ボランティアの活動場所についても問題が生じる可能性がある。少年の家で活動を行う場合、親子喧嘩の

場に出くわすなど、学生が少年の家庭に関わる部分もあるので<sup>35</sup>、家庭の問題に巻き込まれることも考えられる。そうになってしまうと学生への負担はかなり大きなものになってしまう。また、少年の家で行うと家庭教師のようになってしまい、学生ボランティアの真の効果を期待できなくなってしまう場合もありえる。個人的な意見としては、裁判所の一室を使ったり、学校の一室を使ったりなどをして少年を外に出して活動するほうがよいと考える。私が行ったケースは、自ら大学に来ることにより少年にとってよい刺激となった。いつもとは違う、あえて少年にとっては慣れていない環境に身をおいて活動を行うことによって少年が受ける影響は、とても意味深いものかもしれない。

## まとめ

第1章ではまず、マスメディアの論調通り、少年犯罪が増加、凶悪化しているという事実はないことを確認し、2000年の少年法改正につながった国会の議論は必ずしも実情とあったものではなかったことを論じた。

第2章では、保護的措置としての試験観察と保護観察の違いを明らかにし、試験観察では面接以外にも、補導委託合宿や社会奉仕活動など、さまざまな活動が行われていること、試験観察は家庭裁判所調査官の「個人技」により発達してきたが、組織的な取り組みへと流れていることを論じた。

第3章では、少年保護手続、特に試験観察中における学生ボランティアがどのように広がったか、青森家庭少年問題研究会が発足した経緯や青森県 BBS 連盟との連携の可能性、また私が経験した学生ボランティアについて述べた。

第4章では、学生ボランティアに試験観察中の少年と学生それぞれに対するどのような効果があるか、学生ボランティアが抱える問題について考察した。

少年が事件を起こすと、少年の処遇に関しては世間から大きく注目を浴びる。そのよい例が少年法改正による厳罰化ではないだろうか。しかし、事件後、少年がどのように更生していくかに対しては一般的にあまり目を向けられていない。警察や家庭裁判所調査官、保護観察官などのプロに非行少年のその後の処遇を任せておけばよいという考えを持ってしまいがちだが、民間人であるか

らこそ、非行少年に対してできることもある。その一つの形態として私は BBS 活動や、試験観察中の少年に対する学生ボランティアを本文の中で取り上げた。もちろん課題もあるが、このような取り組みが、ますます今後全国に広まっていくべきだと思う。

非行を犯してしまった少年にももちろん責任はあるが、少年の取り巻く環境が非行に走らせる大きな一因になる。逆に言えば環境が変われば少年も変わることができる可能性を大いに秘めているのである。

私は学生ボランティアを行い、ボランティアは相手のためだけではなく、自分のためにもなる活動でもあることを、身をもって感じる事ができた。学生である間に、学生でしかできない貴重な経験ができたことは私の財産となった。今後も少年保護手続における学生ボランティアについて注目していきたい。

<sup>1</sup> 澤登俊雄『少年法入門〔第3版〕』（有斐閣、2005）13頁。

<sup>2</sup> 澤登・前掲 14頁。

<sup>3</sup> 田宮裕、廣瀬健二編『注釈少年法〔改訂版〕』（有斐閣、2001）24 - 28頁。

<sup>4</sup> 石井小夜子、坪井節子、平湯真人『少年法・少年犯罪をどう見たらいいのかー厳罰化・刑事裁判化は犯罪を抑止しない〔新版〕』（明石書店、2001）26頁。

<sup>5</sup> 石井ほか・前掲 25頁。

<sup>6</sup> 第150回国会衆議院法務委員会（2000年10月25日）会議録による。

<sup>7</sup> とりわけ前注の衆議院法務委員会とその後の参議院法務委員会の質疑を参照のこと。

<sup>8</sup> 第150回国会参議院法務委員会（2000年11月17日）会議録を参照のこと。

<sup>9</sup> 西鉄バスジャック事件では、西鉄高速バスが当時17歳の少年に乗っ取られ、乗客3人が支障した。佐賀家裁は強盗殺人などの疑いで送致されたこの少年に対し、医療少年院送致の保護処分を言い渡した。

<sup>10</sup> 牛久事件で、当時、高校受験を控えていた岡崎氏の三男、哲君（中学3年生）は、放課後、学校近くの林道で警察官の父と兄を持つ同級生と殴り合いのケンカをし、亡くなった。翌日の新聞には、「一対一のけんか。凶器を持たず素手で殴りあう」と小さく報道されていた。岡崎氏は、加害者の少年の親が警察官であったことから、警察による「身内かばい」があったと主張している。

<sup>11</sup> 第150回国会衆議院法務委員会（2000年10月27日）会議録を参照のこと。

<sup>12</sup> 藤原正範「家庭裁判所の保護的措置—その現状と将来」現代のエスプリ 462号（2006）131頁。

<sup>13</sup> 藤原正範『少年事件に取り組む一家裁調査官の現場から—』（岩波書店、2006）70頁。

<sup>14</sup> 村松励「試験観察」村尾泰弘、廣井亮一編『よくわかる司法福祉』（ミネルヴァ書房、2004）97頁。

<sup>15</sup> 藤原・前掲『少年事件に取り組む』75頁。

- 
- 16 藤原・前掲『少年事件に取り組む』74頁。
- 17 藤原・前掲「家庭裁判所の保護的措置」134頁。
- 18 藤原・前掲「家庭裁判所の保護的措置」135頁。
- 19 藤原正範『『保護的措置』試論－組織化と法制化の展望－』司法福祉学研究3号(2003)19頁。
- 20 藤原・前掲「家庭裁判所の保護的措置」132頁。
- 21 守山正、後藤弘子『ビギナーズ少年法』(成文堂、2005)211頁。
- 22 日本BBS連盟ウェブサイト (<http://www3.ocn.ne.jp/~bbsjapan/index2.htm>) による。
- 23 次代を担う少年の非行防止・保護活動の体験交流ガイドウェブサイト (<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen22/index.html>) による。
- 24 芥田和俊、松岡れい子、重黒木佳子、服部元喜「中小規模庁における学生ボランティアの活用について－在宅試験観察を中心として－」調研紀要40号(2002)103頁。
- 25 友の会の正式名称は「少年友の会」または「家庭・少年友の会」である。家事調停委員や民事調停員、参与員などによって組織されるボランティア団体で、家庭裁判所の福祉的機能の遂行をその目的とする。昭和41年に東京において「東京少年友の会」が結成されて以来、全国に活動の輪が広がっている。
- 26 黒川昌郎「学生ボランティアの活用の沿革と育成」東京少年友の会編『四十年のあゆみ』(2005)42頁。
- 27 黒川・前掲44頁。
- 28 村田輝夫「司法制度改革と大学教育の課題－少年司法への連携を探る－」弘前大学人文学部人文社会論叢(社会科学篇)13号(2005)183-184頁。
- 29 ヒアリングにご協力頂いた青森県BBS連盟五所川原地区会の神康人さん、木村守仲さんにはここに記して感謝申し上げます。関連記事が東奥日報2007年1月4日夕刊に掲載されている。
- 30 馬場絵里子「試験観察における学生ボランティアの活用について－学生ボランティアの家庭教師活動についての－提案－」養成部第45期修了論文(2000)(未公刊につき、芥田ほか・前掲の引用にもとづく)。
- 31 馬場・前掲。
- 32 芥田ほか・前掲114頁。
- 33 芥田ほか・前掲114頁。
- 34 芥田ほか・前掲115頁。
- 35 黒川・前掲47頁。